

転学部(科)届

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

下記のとおり転学部(科)しましたので、引続き奨学金給付の継続をお願いします。
なお、確認書及び日本学生支援機構に関する省令等の規定に定める取扱いに従うことを誓約します。

■転学部(転学科)の届出

奨学生番号	5	2	0							
-------	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--

貸与奨学金の異動は、別途、届出の作成が必要です。

届出年月日	西暦 20 年 月 日
生年月日	西暦 年 月 日 (満 歳)
フリガナ	
氏名 (自署)	

学校名	東京工業大学
-----	--------

	学院名 (学部名)	学部コード (※学校記入)	昼夜 (該当を○で囲む)	学籍番号	標準修業年限	卒業予定期	転学部(科)年月日	学年	学校区分
旧			○ 昼・夜・昼夜開講		4年	(西暦) 20 年 月	(西暦) 20 年 月 日まで在籍	年次	0 1
新			○ 昼・夜・昼夜開講		4年	(西暦) 20 年 月	(西暦) 20 年 月 日より在籍	年次	0 1

通学形態変更にかかる書類(給付様式2-1または様式35および自宅外証明書類)を同時に提出する・提出しない(注5参照)

提出しない

提出する ⇒ 通学形態変更にかかる書類(給付様式2-1または様式35および自宅外証明書類)を本届にホチキス留めして提出

- (注) 1. 太枠線内及び必要事項は正確にもれなく記入し、学校に提出してください。
2. 転学部(科)後の支給期間は、転学部(科)後に在籍する学部・学科の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数となります。ただし、転学部(科)前の支援期間と合算して72か月が上限です(在籍期間中に「停止」していた期間も支援期間に含まれます)。
3. 他校への編入学・転学により学部(科)が変更となる場合は、本届の提出は必要ありません。別途、編入学による給付奨学金継続又は転学による給付奨学金継続手続きに係る願出を提出してください。
4. 当年度内満期予定者が、「転学部(科)届」承認に伴って給付終期が翌年度以降となる場合は、本届とあわせて別途書類の提出が必要となります。ただし、詳細は学校に確認してください。
ただし、転学部(科)前に在籍する学部・学科における正規の課程を修了(卒業又は最終学年を修了)した場合は、支援対象とはなりません。
5. 通学形態が変更となり在籍報告でその届出(入力)をしていない場合は、通学形態変更にかかる書類(給付様式2-1または様式35および自宅外証明書類)を本届にホチキス留めして提出してください。

●学校記入欄(必須)

転学部後の通学形態	<input type="checkbox"/> 自宅外通学 <input type="checkbox"/> 自宅通学 (注5参照)
-----------	--

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

(学校の証明) 202 年 月 日

学 校 名 東京工業大学

関係課長(※) 学生支援課長

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

電話番号(担当者名)	学校番号	区分
03 - - ()	1 0 4 0 0 9 0 1	

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。